

倉庫や工場を所有・管理している事業者さまへ

みんなで無くそう！違反増築

中2階（上部の空間に床）をつくる



空いている敷地に屋根をかける



ご注意ください。これは **増築** です。

増築するときは、建築基準法に基づく **確認申請** の手続きが必要です。

下記の点などについて審査を行います。生命・財産の保護のため適切な増築を行いましょう。

✚ 安全に避難できますか？

火災時にスムーズに逃げられるかどうか、階段などの避難経路について基準があります。

✚ 建物全体の構造は大丈夫ですか？

建物は人や荷物の重さにはもちろん大きな地震に耐えられるかの検討が不可欠です。

✚ 必要な設備が設置されていますか？

床面積が増えることにより、建築や消防の設備が新たに必要となるケースがあります。

✚ 材料は基準にありますか？

屋根や床について、火災の発生や延焼を防ぐため、一定の性能が必要とされています。

違反した建物は指導を受け **撤去** しなければならない場合があります。



「手続きをせずに作ってしまった」ということにならないよう
増築する際は建築士・市役所へ事前に相談しましょう。

■建築基準法に関する相談■

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築審査課

福岡市中央区天神1丁目8-1 4階

TEL 092-711-4577

■改善に関する相談窓口■

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 監察指導課

福岡市中央区天神1丁目8-1 4階

TEL 092-711-4719